

## 日EU・EPA発効による自転車関連品目の関税について

日EU経済連携協定は最終合意の後、2018年7月17日に日EU両首脳による署名を経て、12月中に日EU双方の批准手続きが完了し、2019年2月1日に発効した。

EPA発効後のEU側の自転車関連品目の関税は下記のとおり即時撤廃された。なお、日本の自転車関連品目の関税は協定発効以前より無税(0%)となっている。

表1：EU側の自転車関連品目の関税

| CNコード          | 品目   | 協定発効後の関税 |
|----------------|--|----------|
| 4011 50 00     | 自転車に使用するゴム製の空気タイヤ(新品に限る)                             | 即時撤廃     |
| 4013 20 00     | 自転車に使用するゴム製のインナーチューブ                                 | 即時撤廃     |
| 7315 11 10     | 自転車及びモーターサイクル用のローラーチェーン                              | 即時撤廃     |
| 8414 20 20     | サイクル用手押しポンプ  | 即時撤廃     |
| 8512 10 00     | 自転車に使用する照明または視認性シグナル装置                               | 即時撤廃     |
| <b>8712 00</b> | <b>自転車及びその他のサイクル(運搬用三輪自転車含む)、<br/>ただし原動機付きのものを除く</b> |          |
| 8712 00 30     | ボールベアリング付き自転車  | 即時撤廃     |
| 8712 00 70     | その他のもの   | 即時撤廃     |
| <b>8714</b>    | <b>第8711～8713項の車両に関する部分品及び付属品：</b>                   |          |
| 8714 91        | フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品：                               |          |
| 8714 91 10     | フレーム体  | 即時撤廃     |
| 8714 91 30     | 前ホーク   | 即時撤廃     |
| 8714 91 90     | これらの部分品  | 即時撤廃     |
| <b>8714 92</b> | <b>ホイールリム及びスポーク：</b>                                 |          |
| 8714 92 10     | リム   | 即時撤廃     |
| 8714 92 90     | スポーク   | 即時撤廃     |
| 8714 93 00     | ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)、及び<br>フリーホイール             | 即時撤廃     |
| <b>8714 94</b> | <b>ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含<br/>む)、及びこれらの部分品：</b>  |          |
| 8714 94 20     | ブレーキ   | 即時撤廃     |
| 8714 94 90     | これらの部分品  | 即時撤廃     |
| 8714 95 00     | サドル  | 即時撤廃     |
| <b>8714 96</b> | <b>ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品：</b>                        |          |
| 8714 96 10     | ペダル  | 即時撤廃     |

|                |                |      |
|----------------|----------------|------|
| 8714 96 30     | ギヤクランク         | 即時撤廃 |
| 8714 96 90     | これらの部分品        | 即時撤廃 |
| <b>8714 99</b> | <b>その他のもの:</b> |      |
| 8714 99 10     | ハンドルバー         | 即時撤廃 |
| 8714 99 30     | キャリアー          | 即時撤廃 |
| 8714 99 50     | ディレーラギヤ        | 即時撤廃 |
| 8714 99 90     | その他の部分品        | 即時撤廃 |

また、電動自転車は第 8711 項のモーターサイクル(自動二輪車)に属し、CN コード 8711 60 10「連続定格出力 250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪及び四輪車」の電動アシスト自転車(EPAC/Pedelecs)と、同コード 8711 60 90「その他のもの」に含まれるモーター出力 250W を超える S-Pedelecs の両品目については、EU 側の関税は発効 6 年目で撤廃となる。なお、日本側の同品目の関税は協定発効前より無税(0%)である。

表 2：EU 側の電動自転車の関税

| CNコード      | 品 目   | 協定発効後の関税 |
|------------|---|----------|
| 8711 60 10 | 連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪車及び四輪車 | 6年目撤廃    |
| 8711 60 90 | その他のもの  | 6年目撤廃    |

以 上

参考資料： 平成 29 年 12 月 25 日付経済産業省資料

「別紙 1」EU 側の工業製品関税に関する合意の詳細

「別紙 3」我が国の工業製品関税に関する合意の詳細